

	該当箇所	意見の概要
66	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	自主行動計画の目標設定については、各業種がそれぞれの業態を踏まえ、自主的に目標を設定することが基本である。必ずしも全ての業界がCO2排出量の目標を掲げるということではない。 総量目標の設定が困難である場合は、必ずしも総量にこだわらず、原単位目標のみの設定も許容すべき。
67	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	全業種において、絶対量のCO2排出量削減目標が、まず第一にくるべき。原単位などCO2排出の削減量が定量化できないものは、CO2排出量目標と併用してもよいが、それだけを目標として掲げるものではない。 また、いまだ原単位目標しかもたない業種を明示すべき。
68	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	自主行動計画において、設定した目標を現時点において既に超過している場合でも、現状の実績以上のより高い目標設定をすることの判断は、最終的に当該業種が自主的に判断すべき。
69	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	現行のような自主性にまかせた取り組みでは気候変動問題の緊急性に対応できない。義務的な対策への切替を急ぐべき。 さらに、排出削減についての責任の範囲を明確にする意味でも、排出量削減の義務化が必要。
70	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	自主行動計画において、目標を達成していない業種については、厳しく遵守を追求すべきであり、「可能な限り」などという表現は適切でない。
71	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	目標指標については、透明性を確保することが必要。 目標達成の度合いを計算する数字については、その根拠を公開すべき。
72	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	連続で目標を達成している業種が多く、目標値自体が甘い可能性がある。目標値の妥当性について、政府と協議し、意欲的な新目標を設定すべき。
73	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	「経団連加盟業種・会員企業による①本社ビル等オフィスの削減目標設定や、②社員宅における環境家計簿の利用拡大等、民生・運輸部門への経団連等における業種横断的な取組を促すことが必要である。」とあるが、目標設定やその内容は経団連あるいは傘下の個別業種、企業等が自ら判断すべき。
74	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	「定性的目標の定量化等の促進」で、タクシーが対象業種とされているが、削除すべき。タクシー業界では本年8月6日に自主行動計画の数値目標を排出量と連動させたところ。
75	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	「また、京都議定書が温室効果ガス総排出量を目標としていることにもかんがみ、原単位のみを目標指標としている業種は、CO2排出量についても併せて目標指標とすることを積極的に検討すべきである。」とあるが、本来、自主目標の選択は産業界に委ねられており、各業界がそれぞれの業態等の特色を踏まえ、自らが実施可能な目標を設定し、その達成に取り組むべきものである。
76	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	2013年以降における目標「2050年半減」に向けて、どのようなスコープを描いているのか明確にすべき。
77	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	「経団連加盟業種・会員企業による……②社員宅における環境家計簿の利用拡大等、……が必要である。」とあるが、環境家計簿による気づきの省エネについては、国民運動として盛り上げるべきものであって、そのためには、まずは、経団連企業の社員・従業員に留まることなく、政府・自治体職員も率先垂範し、着手すべきものである。
78	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	原単位だけでなくCO2排出量を目標指標とすることについて、「積極的に検討すべき」ではなく、「義務とすべき」とするべきである。
79	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	経団連は政府と確実に目標を達成する旨の協定を結ぶべきである。その際、蓋然性を担保するため、未達の場合の担保措置や責任体制、事業所ごとの自主参加型キャップ&トレードの試行、協定を締結した事業者に経済的インセンティブを与える、などの点を含めて協定化がされるべきである。
80	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	全業種で排出総量と原単位の両方の削減目標を設定することを原則とすべきである。

	該当箇所	意見の概要
81	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	現状では、達成のメリット、未達成のデメリットがなく、削減が担保されていないので、国内排出量取引制度の導入や業界と政府の自主協定等により目標達成のために制度を強化する必要がある。
82	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	根拠となるデータの迅速かつ十分な開示と第三者による評価が必要である。
83	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	CO2排出量についても合わせて目標指標とすることを積極的に検討すべきとしているが、企業の海外進出を招き、炭素リーケージによる地球温暖化を促進する結果につながる可能性があり、指標として不適切である。
84	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	現行の自主行動計画が持っている問題点を踏まえ、適切な総量目標を設定し、業界単位での政府との協定化・削減計画書の義務化などの法的制度の導入が必要である。
85	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	目標の未達成業種(12業種)について明記すべきである。同時に、各業種の不足見込量を明記すべきである。
86	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	現時点で、自主行動計画の枠組みの中でどれだけクレジットを調達する見込みか、一般にわかるように示すべきである。
87	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（自主行動計画の推進）	石炭火発の急増は日本の排出増加の主因であることに鑑み、その排出量を90年レベルに戻すなど大幅な削減を求め、その実現を担保する政策(炭素税、協定など)を導入すべきである。
88	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（算定・報告・公表制度）	電気事業者が取得した京都メカニズムクレジットは、温対法に基づく電気事業者別CO2排出係数に反映させるべき。
89	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（算定・報告・公表制度）	京都メカニズムクレジットを温対法の排出量報告制度に反映させる場合、「京都メカニズムクレジット取得による削減効果」は、「自らの取り組みによる削減効果」とは区別すべき。
90	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（算定・報告・公表制度）	京都メカニズムクレジットを電気事業者別CO2排出係数に反映する場合、反映前後の排出係数で算出したCO2排出量を併記する制度に変更すべき。
91	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（算定・報告・公表制度）	電気事業者以外の特定排出者が京都メカニズムクレジットを取得する場合もあるため、特定排出者が取得した場合の排出量報告への反映方法についても併せて検討すべき。
92	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（算定・報告・公表制度）	他事業者の取組を参考とすることは温暖化対策に有効であるため、排出量情報だけでなく、現在温対法で任意に報告がされている「排出量低減のために実施している具体的な温暖化対策」の内容についても積極的に公表・可視化すべき。
93	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（算定・報告・公表制度）	仮に何らかの形でクレジットを制度上で評価するとしても、排出量を把握する行為と排出権の購入は区別して評価すべきである。(可視化を維持することが必要。)
94	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（算定・報告・公表制度）	電気事業者が取得したクレジットを算定・報告・公表制度において電気事業者ごとのCO2排出係数へ反映させるべきでない。
95	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（算定・報告・公表制度）	特定排出者が電気の使用によって利用するCO2排出係数については、供給を受ける電気事業者にかかわらず一定の係数を用いることとするよう法改正を急ぐべきである。
96	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（算定・報告・公表制度）	現行制度の着実な施行等では削減効果が期待できないため、新たな削減方策を検討し速やかに制度化すべきである。
97	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜分野横断的事項＞（算定・報告・公表制度）	東京都のエネルギー環境計画制度では対象となる電気事業者全ての排出係数の公表を行っており、国においても電気事業者の国内対策を一層促す仕組みを構築すべきである。